指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

有限会社外谷建設 長野県上水内郡信濃町大字柏原2896

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 6 年 3 月 15 日 ~ 令和 6 年 6 月 14 日 (3 ヵ月)

関東区域(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)

3 指名停止理由

有限会社外谷建設は、令和6年1月4日、経営事項審査において、除雪業務の売上高を土木一式工事の完成工事高に含める虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたことが、建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第1項第2号に該当するとして、長野県知事から監督処分(営業停止45日間)を受けた。

このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知)別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第13号(建設業法違反行為)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領) 別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象区域
(建設業法違反行為) 13 当該区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に 違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められると き。	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内